

平成26年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第2号	平成26年度石川県一般会計予算……………	1
議案第3号	平成26年度石川県証紙特別会計予算……………	11
議案第4号	平成26年度石川県土地取得特別会計予算……………	13
議案第5号	平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算……………	15
議案第6号	平成26年度石川県流域下水道特別会計予算……………	17
議案第7号	平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算……………	21
議案第8号	平成26年度石川県就農支援資金特別会計予算……………	23
議案第9号	平成26年度石川県林業改善資金特別会計予算……………	27
議案第10号	平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	29
議案第11号	平成26年度石川県公営競馬特別会計予算……………	31
議案第12号	平成26年度石川県港湾整備特別会計予算……………	33
議案第13号	平成26年度石川県育英資金特別会計予算……………	37
議案第14号	平成26年度石川県公債管理特別会計予算……………	39
議案第15号	平成26年度石川県立中央病院事業会計予算……………	43
議案第16号	平成26年度石川県立高松病院事業会計予算……………	47
議案第17号	平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算……………	49
議案第18号	平成26年度石川県港湾土地造成事業会計予算……………	51

議案第2号

平成26年度石川県一般会計予算

平成26年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,878,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷本正憲

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県	税	120,800,000 ^{千円}
	1 県民税	46,471,300
	2 事業税	23,056,000
	3 地方消費税	16,980,000
	4 不動産取得税	2,890,000
	5 県たばこ税	1,327,000
	6 ゴルフ場利用税	537,000
	7 自動車取得税	957,000
	8 軽油引取税	10,246,000
	9 自動車税	17,553,000
	10 鉦区税	700
	11 狩猟税	12,000
	12 核燃料税	770,000
2 地方消費税清算金		26,500,000
	1 地方消費税清算金	26,500,000
3 地方譲与税		20,350,000
	1 地方法人特別譲与税	18,150,000
	2 地方揮発油譲与税	2,065,000
	3 石油ガス譲与税	130,000
	4 航空機燃料譲与税	5,000

議案第二号 平成二十六年石川県一般会計予算 歳入

款	項	金額
4 地方特例交付金		400,000
	1 地方特例交付金	400,000
5 地方交付税		125,900,000
	1 地方交付税	125,900,000
6 交通安全対策特別交付金		340,000
	1 交通安全対策特別交付金	340,000
7 分担金及び負担金		2,094,046
	1 分担金	144,227
	2 負担金	1,949,819
8 使用料及び手数料		6,102,777
	1 使用料	4,183,835
	2 手数料	1,918,942
9 国庫支出金		45,632,760
	1 国庫負担金	25,510,335
	2 国庫補助金	18,928,713
	3 国庫委託金	1,193,712
10 財産収入		798,932
	1 財産運用収入	416,681
	2 財産売払収入	382,251
11 寄附金		7,600
	1 寄附金	7,600
12 繰入金		14,847,278
	1 特別会計繰入金	214,998

款	項	金額
	2 基金繰入金	14,632,280
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		40,198,606
	1 延滞金、加算金及び過料等	269,527
	2 県預金利子	4,600
	3 貸付金元利収入	28,449,529
	4 受託事業収入	4,026,708
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	3,648,242
15 県債		64,906,000
	1 県債	64,906,000
歳入合計		468,878,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,170,527
	1 議 会 費	1,170,527
2 総 務 費		52,565,434
	1 総 務 管 理 費	9,963,678
	2 徴 税 費	36,321,202
	3 市 町 村 振 興 費	1,805,436
	4 選 挙 費	13,469
	5 防 災 救 助 費	4,189,790
	6 人 事 委 員 会 費	88,851
	7 監 査 委 員 費	183,008
3 企 画 県 民 文 化 費		21,160,773
	1 企 画 振 興 費	16,234,015
	2 県 民 文 化 費	4,926,758
4 健 康 福 祉 費		73,850,007
	1 高 齢 者 福 祉 費	30,120,487
	2 子 育 て 福 祉 費	9,479,516
	3 障 害 福 祉 費	9,438,228
	4 地 域 福 祉 費	14,762,625
	5 健 康 推 進 費	4,903,558
	6 生 活 衛 生 費	199,288
	7 医 薬 看 護 費	4,946,305
5 環 境 費		3,654,178

款	項	金額
	1 環 境 費	3,654,178 <small>千円</small>
6 商 工 労 働 費		26,709,808
	1 商 工 費	24,321,591
	2 労 働 費	2,303,857
	3 労 働 委 員 会 費	84,360
7 観 光 費		2,566,808
	1 観 光 戦 略 推 進 費	2,566,808
8 農 林 水 産 業 費		19,499,211
	1 農 業 費	5,157,207
	2 畜 産 業 費	878,540
	3 農 地 費	5,382,106
	4 林 業 費	6,475,561
	5 水 産 業 費	1,605,797
9 土 木 費		40,771,525
	1 土 木 管 理 費	502,205
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,420,720
	3 河 川 海 岸 費	6,657,412
	4 港 湾 費	2,169,031
	5 都 市 計 画 費	5,919,523
	6 建 築 住 宅 費	4,102,634
10 警 察 費		24,256,293
	1 警 察 管 理 費	22,944,033
	2 警 察 活 動 費	1,312,260

款	項	金額
11 教 育 費		103,341,810 <small>千円</small>
	1 教 育 総 務 費	10,586,664
	2 小 中 学 校 費	58,020,677
	3 高 等 学 校 費	25,020,045
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,575,123
	5 社 会 教 育 費	1,251,839
	6 保 健 体 育 費	887,462
12 災 害 復 旧 費		4,012,070
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,387,230
	2 土木施設災害復旧費	2,624,840
13 公 債 費		95,119,556
	1 公 債 費	95,119,556
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		468,878,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成45年度	59,000千円及び延納利息相当額
工業用地造成費	平成27年度	330,000
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成38年度	2,970,000
経営安定対策融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成38年度	720,000
ニッチトップ企業等育成融資保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成43年度	69,000
離職者等高度人材養成推進事業費	平成27年度	99,000
デュアルシステム実施事業費	平成27年度	14,000
石川県農業開発公社に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成37年度	881,000千円及び延納利息相当額
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成82年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける148,000千円の元利金（遅延損害金を含む）及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
平成26年度道路建設費	平成27年度	370,000
平成26年度道路整備費	平成27年度	500,000
平成26年度河川改良費	平成27年度	345,000
羽咋警察署庁舎建設費	平成27年度	675,000
運転免許証作成費	自 平成27年度 至 平成31年度	464,000
平成26年度高等学校整備費	平成27年度	284,000

議案第二号 平成二十六年石川県一般会計予算 債務負担行為

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公害防止費	13,000 <small>千円</small>	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
農業農村整備事業費	589,000			
農地防災事業費	132,000			
国直轄土地改良事業費負担金	116,000			
造林費	4,000			
林道費	128,000			
治山費	302,000			
国直轄治山事業費負担金	60,000			
水産業振興費	26,000			
漁港建設費	150,000			
道路建設費	3,660,000			
国直轄道路事業費負担金	2,757,000			
河川改良費	992,000			
国直轄河川事業費負担金	247,000			
河川総合開発事業費	90,000			
砂防地すべり対策費	841,000			
国直轄砂防事業費負担金	293,000			
海岸保全費	162,000			
国直轄海岸事業費負担金	187,000			
港湾改良費	187,000			
国直轄港湾事業費負担金	438,000			
街路事業費	529,000			

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計予算 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備費	346,000 ^{千円}			
公営住宅建設費	185,000			
警察本部費	200,000			
警察施設費	164,000			
交通指導取締費	70,000			
小学校教職員費	1,500,000			
中学校教職員費	300,000			
高等学校整備費	36,000			
特別支援学校整備費	18,000			
耕地災害復旧事業費	10,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	57,000			
国直轄災害復旧費負担金	32,000			
林道災害復旧事業費	27,000			
漁港災害復旧事業費	26,000			
土木施設災害復旧費	753,000			
港湾災害復旧費	95,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
国直轄空港事業費負担金	117,000			
交通対策費	10,980,000			
歴史博物館費	47,000			
臨時財政対策費	38,000,000			
計	64,906,000			

議案第 3 号

平成26年度石川県証紙特別会計予算

平成26年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,228,026千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月 3 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 4,228,025
	1 証 紙 収 入	4,228,025
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,228,026

歳 出

款	項	金 額
1 証 紙 管 理 費		千円 4,228,026
	1 証 紙 管 理 費	4,228,026
歳 出 合 計		4,228,026

議案第三号 平成二十六年石川県証紙特別会計予算

議案第4号

平成26年度石川県土地取得特別会計予算

平成26年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,511千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,510 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	2,510
2 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,511

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 取 得 費		2,511 ^{千円}
	1 土 地 取 得 費	2,511
歳 出 合 計		2,511

議案第四号 平成二十六年石川県土地取得特別会計予算

議案第5号

平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度の石川県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,260千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 38
	1 繰入金	38
2 貸付金元利収入		83,530
	1 貸付金元利収入	83,530
3 繰越金		47,837
	1 繰越金	47,837
4 諸収入		8,855
	1 雑収入	8,855
歳入合計		140,260

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 140,260
	1 母子寡婦福祉資金費	140,260
歳出合計		140,260

議案第五号 平成二十六年石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第6号

平成26年度石川県流域下水道特別会計予算

平成26年度の石川県流域下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,879,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,617,638
	1 負 担 金	1,617,638
2 国 庫 支 出 金		539,000
	1 国 庫 補 助 金	539,000
3 繰 入 金		405,473
	1 繰 入 金	405,473
4 諸 収 入		122,910
	1 雑 入	122,910
5 県 債		194,000
	1 県 債	194,000
歳 入 合 計		2,879,021

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 2,879,021
	1 建 設 費	889,575
	2 管 理 費	1,215,603
	3 公 債 費	773,843
歳 出 合 計		2,879,021

議案第16号 平成二十六年石川県流域下水道特別会計予算

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）事業費	平成27年度	30,000 <small>千円</small>
平成26年度犀川左岸流域下水道事業費	平成27年度	380,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 194,000	普通貸借又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる率の行っ たり、直した後は、見直し の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	194,000			

議案第六号 平成二十六年石川県流域下水道特別会計予算

議案第 7 号

平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成26年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,546,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月 3 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 540
	1 繰入金	540
2 貸付金元利収入		830,151
	1 貸付金元利収入	830,151
3 繰越金		1,709,119
	1 繰越金	1,709,119
4 諸収入		6,274
	1 雑入	6,274
歳入合計		2,546,084

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 2,546,084
	1 中小企業近代化促進費	2,546,084
歳出合計		2,546,084

議案第七号 平成二十六年石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

議案第 8 号

平成26年度石川県就農支援資金特別会計予算

平成26年度の石川県就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年 2 月 3 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		4,289 <small>千円</small>
	1 繰入金	4,289
2 貸付金元利収入		24,204
	1 貸付金元利収入	24,204
3 繰越金		15,782
	1 繰越金	15,782
4 県債		8,229
	1 県債	8,229
歳入合計		52,504

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		52,504 <small>千円</small>
	1 就農支援資金費	52,504
歳出合計		52,504

議案第八号 平成二十六年石川県就農支援資金特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 8,229	普通貸借	無利子	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) の規定による。
計	8,229			

議案第八号 平成二十六年石川県就農支援資金特別会計予算

議案第9号

平成26年度石川県林業改善資金特別会計予算

平成26年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,517千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,515
	1 繰入金	1,515
2 貸付金元利収入		15,681
	1 貸付金元利収入	15,681
3 繰越金		59,318
	1 繰越金	59,318
4 諸収入		3
	1 雑入	3
歳入合計		76,517

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		76,515
	1 林業改善資金費	76,515
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳出合計		76,517

議案第九号 平成二十六年石川県林業改善資金特別会計予算

議案第10号

平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,130千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,129
	1 繰入金	1,129
2 貸付金元利収入		32,900
	1 貸付金元利収入	32,900
3 繰越金		47,100
	1 繰越金	47,100
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		81,130

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 81,129
	1 沿岸漁業改善資金費	81,129
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		81,130

議案第十号 平成二十六年石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第11号

平成26年度石川県公営競馬特別会計予算

平成26年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,835,487千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		9,008,958 ^{千円}
	1 収益事業収入	9,008,958
2 使用料及び手数料		4,394
	1 手数料	4,394
3 財産収入		84,593
	1 財産運用収入	84,589
	2 財産売却収入	4
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		737,541
	1 雑収入	737,541
歳入合計		9,835,487

歳出

款	項	金額
1 公営競馬費		9,835,487 ^{千円}
	1 公営競馬費	9,835,487
歳出合計		9,835,487

議案第十一号 平成二十六年石川県公営競馬特別会計予算

議案第12号

平成26年度石川県港湾整備特別会計予算

平成26年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,391,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 282,652
	1 使用料	282,652
2 繰入金		198,757
	1 繰入金	198,757
3 諸収入		52,902
	1 雑収入	52,902
4 県債		857,000
	1 県債	857,000
歳入合計		1,391,311

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,391,311
	1 管理費	106,636
	2 整備費	655,000
	3 公債費	629,675
歳出合計		1,391,311

議案第十二号 平成二十六年石川県港湾整備特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	857,000 <small>千円</small>	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還が できる。
計	857,000			

議案第十二号 平成二十六年 度石川県港湾整備特別会計予算

議案第13号

平成26年度石川県育英資金特別会計予算

平成26年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374,126千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,234 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	1,234
2 繰入金		19,947
	1 繰入金	19,947
3 貸付金元利収入		306,763
	1 貸付金元利収入	306,763
4 繰越金		1,758
	1 繰越金	1,758
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		41,924
	1 雑収入	41,924
歳入合計		374,126

歳出

款	項	金額
1 教育費		374,126 <small>千円</small>
	1 育英資金費	374,126
歳出合計		374,126

議案第十三号 平成二十六年石川県育英資金特別会計予算

議案第14号

平成26年度石川県公債管理特別会計予算

平成26年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,363,765千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		94,857,765 ^{千円}
	1 繰入金	94,857,765
2 県債		112,506,000
	1 県債	112,506,000
歳入合計		207,363,765

歳出

款	項	金額
1 公債費		207,363,765 ^{千円}
	1 公債費	207,363,765
歳出合計		207,363,765

議案第十四号 平成二十六年石川県公債管理特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	112,506,000 <small>千円</small>	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついで、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は借 換えすることができ
計	112,506,000			

議案第十四号 平成二十六年 度石川県公債管理特別会計予算

議案第15号

平成26年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床 662床

(2) 年間延患者数

入院患者 189,193人 外来患者 241,804人

(3) 1日平均患者数

入院患者 518人 外来患者 991人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 693,000千円

設備整備費 30,000千円

埋蔵文化財調査等費 93,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 18,730,323千円

第1項 医業収益 17,150,281千円

第2項 医業外収益 1,580,022千円

第3項 特別利益 20千円

支 出

第1款 病院事業費用 18,093,711千円

第1項 医業費用 17,888,743千円

第2項 医業外費用 204,948千円

第3項 特別損失 20千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額721,682千円は、過年度分損益勘定留保資金719,326千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,356千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	1,259,353千円
第1項 企業債	794,000千円
第2項 他会計負担金	465,343千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,981,035千円
第1項 病院建設改良費	816,000千円
第2項 企業債償還金	1,165,035千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	671,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
施設整備費	123,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 9,135,290千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,349千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,838,937千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	S P E C T - C T	一式

平成26年 2 月 3 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第十五号 平成二十六年石川県立中央病院事業会計予算

議案第16号

平成26年度石川県立高松病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県立高松病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床 400床

(2) 年間延患者数

入院患者 127,855人 外来患者 30,175人

(3) 1日平均患者数

入院患者 350人 外来患者 124人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,432,419千円
第1項 医業収益	2,398,514千円
第2項 医業外収益	1,033,895千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 病院事業費用	3,223,285千円
第1項 医業費用	3,149,173千円
第2項 医業外費用	74,102千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額102,084千円は、過年度分損益勘定留保資金102,061千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	138,844千円
第1項 企業債	16,000千円
第2項 他会計負担金	122,834千円

第3項 固定資産売却代金 10千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 240,928千円

第1項 病院建設改良費 16,349千円

第2項 企業債償還金 224,579千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	12,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
施設整備費	4,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2,320,977千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,645千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、398,973千円と定める。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第17号

平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860m ³
(2) 年間有収水量	62,671,230m ³
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	925,065千円
送水施設建設改良事業費	2,520,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	7,412,577千円
第1項 営業収益	6,740,913千円
第2項 営業外収益	533,903千円
第3項 特別利益	137,761千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,855,259千円
第1項 営業費用	5,469,508千円
第2項 営業外費用	353,002千円
第3項 特別損失	32,749千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,234,159千円は、過年度分損益勘定留保資金2,915,117千円、当年度分損益勘定留保資金1,943,349千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375,693千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	2,794,417千円
第1項 企業債	2,668,000千円

第2項 他会計出資金	60,417千円
第3項 他会計借入金	66,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,028,576千円
第1項 建設改良費	2,945,065千円
第2項 企業債償還金	3,057,511千円
第3項 他会計借入金償還金	2,026,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水施設建設改良事業費	平成27年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
固定資産改良費	千円 648,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	2,020,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	563,615千円
-------	-----------

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,114千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、115,881千円と定める。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第18号

平成26年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大浜用地	13,260m ²
粟崎地区工業用地	1,678m ²
大田工業用地	730m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	15,049m ²
大田工業用地	3,300m ²
湊町都市再開発用地	2,986m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾土地造成事業収益	204,227千円
第1項 営業収益	192,300千円
第2項 営業外収益	11,927千円

支 出

第1款 港湾土地造成事業費用	360,165千円
第1項 営業費用	192,503千円
第2項 営業外費用	10千円
第3項 特別損失	167,652千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

平成26年2月3日提出

石川県知事 谷 本 正 憲